



ガバナンス検討会が提案する法改正の方向性

2022年1月11日

総務省 電気通信事業ガバナンス検討会

一般社団法人MyDataJapan

常務理事 太田祐一

MyDataJapanについて

- 🌟 私たちMyDataJapanは、政府や企業から独立した市民の立場で社会課題に取り組むシビル・ソサエティ(Civil Society)として「個人がパーソナルデータを自分自身のために使い、自分の意思で安全に共有できるようにする」という個人中心のデータ活用を推進しています。
- 🌟 わが国の「デジタル化」を進めていく上で、大切なことは、「デジタル化」が市民のためのものでもあることだと考えています。

電気通信事業法の目的

個人情報保護法
とは異なる

通信サービス利用者の保護、通信の信頼確保

守られている



・通話
・メール

通信の秘密

利用の変化



・ウェブサイト
・アプリ

守られていない

電気通信役務
利用者情報

日付	時刻	サービス名
2018/06/01	20:46	EC@
2018/06/04	20:30	ニュース□
2018/06/02	20:05	ポータル△
2018/06/02	19:52	WebサイトC(引越し業者)
2018/06/02	19:30	WebサイトB(引越し業者)
2018/06/01		ログシューズ*
2018/06/01		

私の通信が
筒抜けだ！

※「通信の秘密」には個人情報が含まれるが、それ以外にも
①法人の情報、②パーソナルデータであって個人情報ではないものが含まれる。
（「電気通信役務利用者情報」も同じ ⇒ 対象範囲も違う）

新経済連盟「懸念点」への反論

懸念点①への反論

新経連の懸念点①

総務省がネット利用企業／デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化を行おうとしていること

- 🌟 今回の提案は、既に現行法でも規制対象となっている「電気通信事業者」と「電気通信事業を営む者」に対し、これまでの規制に加えて利用者情報を保護する一定の義務を課すものです。
- 🌟 電気通信事業とは無関係な企業については、改正後も、電気通信事業法の規制を受けることはなく、「デジタルサービスを広範に網にかけた規制強化」ではありません。
- 🌟 規制の範囲については、ちょっと専門的な話になりますが…

規制対象

電気通信事業法の主な規律が及ぶのはオレンジ色の部分のみ
黄緑色部分は通信の秘密の保護と検閲の禁止のみ規制が及ぶ

電気通信役務

電気通信設備を他人の通信のために利用させる

- 個人や企業のWebサイトの開設
- 自己のメールアドレスのためのメールサーバの運用
- 「事業」でないもの(ホテル電話、災害時通信)

電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業

※事業法の登録・届け出の適用除外
164条1項の「事業法適用除外」

- ① 一者のみに提供
- ② 同一構内or小規模
- ③ 他人の通信を媒介せず、電気通信回線設備も設置しない場合

3号事業者：
検索、SNS、ホスティング、
モール、アプリストア等

登録・届出が必要な電気通信事業

①、②、③以外。メインは他人の通信を媒介するか、回線設備を設置している場合
(電話会社、ブロードバンド提供会社、ISPなど)

規制対象(ざっくり)

電気通信事業法の主な規律が及ぶのはオレンジ色の部分のみ
黄緑色部分は通信の秘密の保護と検閲の禁止のみ規制が及ぶ

電気通信事業を営む者

※登録・届け出不要

情報提供プラットフォーム系

検索、SNS、ホスティング、モール、アプリストア等

電気通信事業者

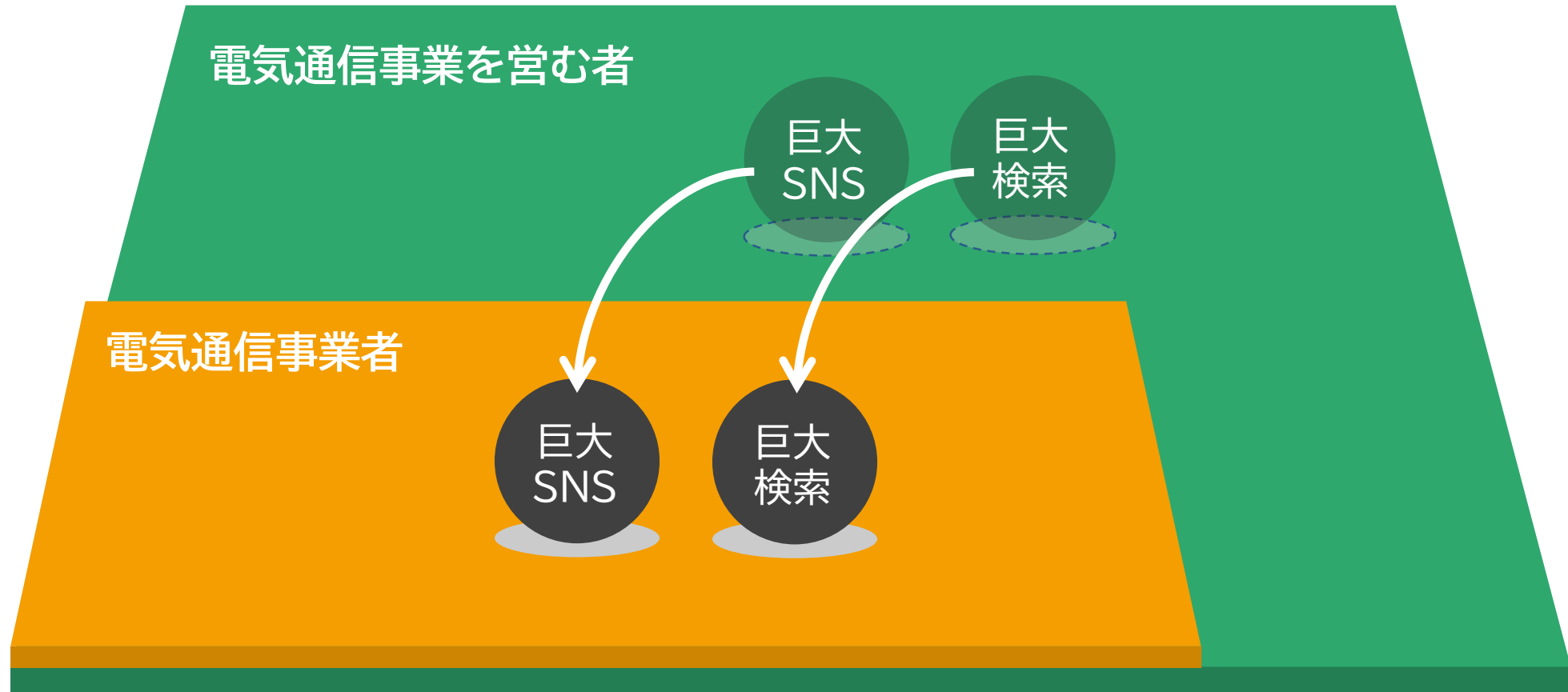
※登録・届け出が必要

通話、メール(導管)系

電話会社、ブロードバンド提供会社、ISP等

今回の改正提案

- 今回の提案は、「電気通信事業者」「電気通信事業を営む者」のいずれの範囲も変更しない
- 単に、巨大SNSと巨大検索を「格上げ」するだけ





懸念点②への反論

新経連の懸念点②

電気通信事業法が「情報取扱いの一般法」となり、二重規制や過剰規制をもたらすこと(中略)

→ あらゆる企業は、個人情報保護法に加え、電気通信事業法も理解したうえで対応を行うことが必要に

-  「あらゆる企業は～電気通信事業法も理解したうえで」
⇒あらゆる企業でないことは前記のとおりで、規制対象の拡大はありません。
-  「二重規制」
⇒異なる法目的で同じ対象を規制することは二重規制には当たりません。

二重規制ではない

個人情報保護法
とは異なる

- ⊙ 電気通信事業法の目的は ①通信サービス利用者の保護 と ②通信の信頼の確保
- ⊙ このため従来から「通信の秘密」を保護して、通話・メッセージのやりとりを中心に守ってきた。
- ⊙ 利用の変化… 通話・メール ⇒ ウェブの閲覧・アプリの利用
- ⊙ 目的①②を守るため、「通信の秘密」に加えて「電気通信役務利用者情報」を守ることを提案。
- ⊙ なお、「通信の秘密」には個人情報が含まれるがそれ以外にも①法人の情報、②パーソナルデータであって個人情報ではないものが含まれる。
(「電気通信役務利用者情報」も同じ ⇒ 対象範囲も違う)

事例 建築基準法と消防法

建築基準法・消防法の基準に適合していないと、万一火災が発生した場合、利用者が安全に避難できず、大災害になるおそれがあります。

火災により多くの方が死傷すれば、ビル所有者や経営者の責任は重大ですので、建築基準法・消防法を遵守してください。

雑居ビルの火災事例

発生日 平成13年9月1日
被害 客及び従業員の死者44名 他
用途 雑居ビル
火災発生状況
3階のエレベーターホール付近から発生した火災が、階段やエレベーターホールに置いていた大量の物品に燃え広がり、3階及び4階の店舗に延焼し、客及び従業員が各店



出典:国土交通省

<https://www.mlit.go.jp/common/001173075.pdf>

懸念点③への反論

新経連の懸念点③

国際的に極めて異常なガラパゴス規制が、日本のデジタル化に悪影響を及ぼすこと

- 🌟 ウェブの閲覧履歴やアプリからの「筒抜け」問題については、欧米ではすでに規制済みです。
- 🌟 クッキーや広告IDなどのデジタルIDは、オンラインの生活がオフラインの生活と同様の重要性を持つ「デジタル化社会」においては、本来、個人情報の「ど真ん中」として保護されるべきでした…



「異常なガラパゴス」はむしろ現行法

MyDataJapanの意見と提案

改正提案に対する意見

- 日本のデジタル化推進のためには、デジタルサービスの基盤となる「通信に対する信頼」の確保が不可欠です。つまり、



CA事件



リクナビ問題



LINE問題

ウェブの閲覧履歴やアプリの利用情報が筒抜け！

メッセージやウェブの閲覧履歴が安全保障上の問題がある国で管理される

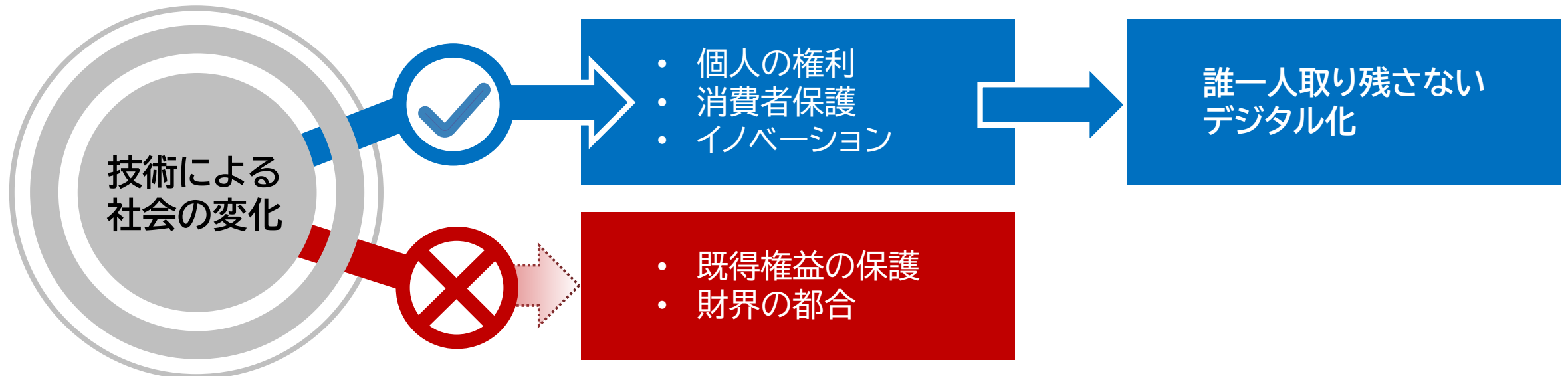
- これらの問題への対応は、デジタル化推進のために不可欠です。




提案された改正の方向性は正しい

改正提案に対する意見

- 今回の改正は、電気通信サービスの利用環境の変化に即応したルールの変更であり、新たな技術がもたらす社会構造の変化を踏まえて、迅速にルールや制度をアップデートする アジャイル・ガバナンスを体現したもの
- 誰一人取り残さないデジタル化を実現するためには、アジャイル・ガバナンスは、消費者の保護や個人の権利に重点を置くべきであり、既得権益の保護や財界の都合だけが反映されるようなものであってはならない。



MyDataJapanの提案

-  今回の改正の**方向性は適切**ですが、**課題もある**と思います。
具体的には、以下の2点を提案します。
- ① 閲覧履歴を第三者に知らせる仕組みを置いているウェブサイトに対する規制の対象が「**電気通信事業を営む者**」のみでは狭すぎます。閲覧者の立場からしてみれば、どのようなウェブサイトであっても、閲覧履歴が第三者に筒抜けというのは恐ろしいことです。そのような**仕組みをウェブサイトに設置する者**すべてを対象として義務を課すべきです。
 - ② 今回の新経済連盟の過剰にもみえる反応は、電気通信事業法の義務の対象が分かりにくいことも一因と思われます。総務省はどのような者がどのような義務を負うのかを分かりやすく伝えるようにすべきです。

プラットフォーム研究会中間とりまとめ

- 🌟 プラットフォームサービスに関する研究会の中間とりまとめでは、「利用者端末情報等を取り扱う者の全てが、保護すべき義務を負うこととすることが考えられる」とされていた。

中間とりまとめ P105「2 今後の対応の方向性」から抜粋

「情報通信が我が国の経済・社会活動、国民生活の基盤として重要な役割を果たすようになりつつあることを踏まえ、電気通信事業者や電気通信事業者の設備のみに着目するのではなく、電気通信サービスの利用者の権利に着目し、通信の秘密に加えて電気通信サービスの利用者のプライバシー保護を電気通信事業法の目的として考えていく必要があると考えられる。また、このような利用者端末情報等を取り扱う者の全てが、保護すべき義務を負うこととすることが考えられる。」



Make it Happen, Make it Right